

慶應義塾大学学術情報リポジトリ  
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	ポール・テイラー著 『欧州統合の限界』
Sub Title	Paul Taylor, The Limits of European Integration
Author	庄司, 克宏(Shoji, Katsuhiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1986
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.4 (1986. 4) ,p.125- 134
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860428-0125">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860428-0125</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 紹介と批評

Paul Taylor

### *The Limits of European Integration*

Croom Helm, London, 1983, 325 pp.

ポール・ティラー著

#### 『歐州統合の限界』

—

現在、ECでは、一九五八年発足以来最大の制度改革論議がなされている。この直接的背景には、ECの政策決定の遅滞という問題がある。すなわち、一九六六年一月の「ルクセンブルグの妥協」に基づく閣僚理事会における全会一致制の慣行、及び、加盟国数の増加（ECは、当初六ヶ国で出発したが、一九八六年のスペインとポルトガルの加盟により二二ヶ国となる）という二つの要因により、ECの政策決定の遅滞が生じたとされている。

つまり、制度改革論議はECの政策決定の迅速化とそれによるECの再活性化をめざすものである。しかし制度改革がなされるには、なぜ一九七〇年代から八〇年代にかけてとくに、政策決定が遅滞し統合の停滞がみられたかという問題が、まず根本的に解明される必要がある。本書の目的はまさにこの点にあるといえる。

本書では、複数の国家を統合に向かわせる圧力の説明を議論の出発点として、一九七〇年代から八〇年代初めにおけるEC加盟国間の関係の性格と、加盟国がECに対して課した統合の限界が明らかにされ、国家がECとの関係において、統合に向かうよりも自国の主権を守る方を「どん」で選択したかが説明される。その上で、國家の側からECを見るという分析視角がとられている。

また、本書は、新しい国際統合理論の構築をめざすものではなく、一九七〇年代から八〇年代初めの欧州統合の動態を、古典的な統合理論に依拠して具体的に観察する」といって、分析している。

本書は以下の構成をとる。

まえがき

第一章 コミュニティ概念と漸進主義的統合過程

第二章 漸進主義的統合の限界

第三章 欧州共同体における政府間主義

第四章 欧州共同体における委員会と政策決定

第五章 國際社會における行為主体としての歐州共同体

第六章 経済問題における相互依存と自律

第七章 社会政策と統合の限界

第八章 予算と農業政策をめぐる危機——一九七〇年代末及び一九八〇年代初めにおける英國と他の加盟国との関係

第九章 共同体法の性格

第一〇章 結論と処方

なお、本書の著者であるボール・テイラーは國際統合の研究者であり、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスにおいて國際關係論の講義を担当する「講師(Lecturer)」である。その著書には、*International Co-operation Today the European and the Universal Pattern*, Elek Books Ltd., London, 1971. があり、また編著には、A·J·K·ケルーベルとの共編による*Functionalism Theory and Practice in International Relations*, University of London Press Ltd. 1975, *International Organisation A Conceptual Approach*, Frances Printer Ltd., London, 1978. などがある。

まず第一章では、國家間の漸進主義的統合に関する機能主義理論と新機能主義理論に依拠して、統合の動態が説明される。そのかゝり、テンニースの「ゲマインシャフト(コムニティ)

と「ゲゼルシャフト」の概念が援用される。著者によれば、「コムニティ」とは、信念、価値及び忠誠のコムニティ、すなわち社会心理的なものである。機能主義理論はこのような社会心理的「コムニティ」に注目し、主権は市民の忠誠に決定的に依存すると考える。一方、新機能主義理論はそのような見解を採用せず、代わりに「ゲゼルシャフト」的な多元主義的社會モデルを受け容れる。また、この理論は、政策決定に注目し、主権については、法的権限の拡大によって付与されると暗黙のうちに想定した。前者の機能主義理論を歐州統合にあてはめれば、統合の主要な原動力は加盟国市民の間での社會心理的な「コムニティ」の成長である。ECの活動のゆえに市民の忠誠が加盟国政府からECへと向けられる結果、加盟国政府は国家の中からの一連の影響力と圧力を受けて、より大きな権限をEC委員会に認めざるを得なくなる。EC委員会はこのようにしてその「能力(capacity)」を一層増大させることにより、市民の忠誠をますます惹付けようとする。一方、後者の新機能主義理論によれば、統合の主要な原動力は制度的構造とそこにおけるエリートの行動の変化に見出される。EC委員会は、加盟国政府が選好する目標を達成できることを説得して公式の権限の移譲を受けることにより、その「能力」を増大する。また、それは国内集団の利益に影響を与える結果、それらの集団の利益の焦点が加盟国政府からECに向けられる。以上の過程が機能的領域間で波及する。続いて第二章では、これらの理論

が示す統合の動態に対し、国家が課す限界について検討すべき論点が述べられ、第三章以下の個々の考察に対する総論を成している。第一の論点は、EC、とくにEC委員会の「超国家性」の程度である。この点は本書の第三章から第五章において詳しく検討されるが、本章では、とくにEC予算の独立性と固有財源の規模に関して、「超国家的」原理が妥当しないことが述べられている。第二の論点は、国内の政策決定とECの政策決定の関係である。この点は本書の第六章から第八章において詳しく検討される。本章では、欧洲利益集団とトランスナショナルな政党組織の発展の程度、また、国内官僚の統合へのかかわり合いと参加の程度が、新機能主義理論の期待とは一致しなかったことが述べられている。第三の論点は、加盟国の排他的権限に対する挑戦ということである。この形態には、国内法に優位する対抗的な法システムの発展と、地域政府の権威に対する民衆レベルでの態度の変化がある。前者は本書の第九章において詳しく検討される。後者については、機能主義に基づく議論であるが、著者は統計的資料から加盟国市民の忠誠が各区政府からECに向けられたと判断する証拠はないとする。以上の三点から、著者は、国家が漸進主義的統合の動態に対して限界を課した結果、ECは中央機関としての「超国家的」性質を獲得することができなかったとする。

第三章では、一九七〇年代のECにおける統合の全体的性格が述べられる。著者はそれを「政府間主義(Intergovernmentalism)」

と位置づけるが、一九七〇年代初めとそれ以降では相違が見られるとする。一九七〇年代初めには、統合の進展の方向に関してまだ不確定性が存在したが、七〇年代半ばには、加盟国政府が統合に対して明確な限界を課し始めるこによって、その不確定性が消え、「政府間主義」が明瞭となつた。それは次の諸点から示される。第一は、首脳会議を常設化した欧州理事会の設立及び各国外相の役割強化に伴つて理事会議長国的重要性が増大する一方、EC委員会の地位の低下が見られたことである。第二は、加盟国政府間の外交政策調整の手続導入が、様々な行為主体が自らの利益を追求する「ゲゼルシャフト」を正当化した結果、そのような域外に対する調整は、域内の問題における協力をむしろ困難なものとしたということである。第三は、加盟国が統合の促進から得られる長期的利益よりも自国の短期的な利益を追求するようになつたということである。これには、一九七〇年代における経済状況の悪化が寄与したことでも事実であるが、それだけでなく統合及び国家の主権に対する加盟国政府の根本的態度が影響したと著者は判断する。以上の結果、著者は、一九七〇年代後半には、「政府間主義」がECに定着したとする。

第四章では、ECの政策決定におけるEC委員会の役割に焦点が当たられる。ローマ条約では、発議権を有するEC委員会が、ECの政策決定に重要な役割を占めているが、実際には、閣僚理事会の他に、政府代表から成る常駐代表委員会と各国首

脳による欧州理事会が、重要な地位を占めている。これは、政策のすり合わせとパッケージ・ディールによる国家間の政策調整の慣行が、ECにおいて確立していることを示しており、「超国家的」モデルからの後退を意味する。また、著者は、一九七〇年代におけるECの政策決定の展開は「管理されたゲルシャフト」を示すものであるとする。すなわち、EC加盟国によって、国民国家における「ゲマインシャфт」が弱まる（しかし市民の忠誠は依然としてECではなく国家にある）結果、ECの政治システムにおける加盟国政府の地位が低下する。一方、EC委員会もまた、加盟国政府にとって代わる中央機関とはなりえず、「ゲゼルシャフト」としてのECを管理するために、加盟国間の外交において合意を求める調整者の役割を担っている。以上の議論は、ECにおける「政府間主義」をECの政策決定におけるEC委員会の役割の側面から説明したものとみなすことができる。

第五章では、前章の議論を補完するものとして、ECの对外関係におけるEC委員会と欧洲政治協力機構（法的にはECの枠外にある）の活動及びその性格が論じられる。著者は、一九七〇年代のGATTの東京ラウンドにおける一連の交渉（これはEC委員会が排他的な代表権能を保有する分野である）の観察に基づいて、EC委員会が加盟国をリードする役割を果たして交渉を成功させたことを認めつつも、それが当時の特定の状況によるものであって、その後は対外的貿易問題における、より大きな性格のものではなかつたとする。ECの通商問題における对外的権能は、確かにEC裁判所によって法的に強化されたが、現実には、委員会は特定の対外政策において排他的権能をもつ行為主体ではなく、むしろ、やや複雑な加盟国間の調整システムにおける参加者にすぎない。また、一九七〇年代前半に導入された政府間機構である欧洲政治協力機構は、常設事務局をもたず、加盟国の協議義務のない非中央集権的システムである。それは对外共通政策を生み出す枠組ではなく、むしろ加盟国の外交政策を単に調和させるためのシステムにすぎない。そのような調和は、各国の国益のいわば偶然の一一致に依存する。それゆえ、この機構は、長期的にみても、EC諸国の統一的外交政策を生み出す機構とはなりえないと著者は判断する。

第六章では、相互依存理論に検討が加えられた後、EMS（欧洲通貨制度）を設立する合意に至るまでの交渉に焦点を当てることにより、加盟国間の統合の限界が論じられる。ECにおける消極的統合（域内貿易に対する数量制限や關稅の撤廃）は加盟国間の相互依存を増大させ、また、そのような状態での加盟国間の経済格差は各國の自律性に対する限界を生じさせる一方、それらの状況は積極的統合（たとえばEMSの設立）を妨げる相互依存の「わな（trap）」を生み出す。一九七〇年代後半におけるEMSの交渉はそれを示すものであった。すなわち、EMSの設立は、西独等の、より富んだ国々の経済にとって、通貨の

安定をもたらすゆえに好ましいとされた一方、英國等の、より貧しい国々にとっては、平価切下げという手段を自国産品の競争力を改善するために用いることができなくなることを意味した。それゆえ、EMSは後者の国々から前者の国々への富の移転を加速し、既存の経済格差を一層悪化させるものであった。

これに対してもEC委員会は、EMS設立によって通貨に関する権限を加盟国からECに譲渡すると同時に、EC予算の規模の拡大による富の再分配を増大する旨の提案を行なったが、加盟国により拒否された。しかし、もしこのような「超国家的」の解決が実現していただならば、相互依存の「わな」は克服されたはずであった。結局、EMSは、より小規模な政府間的性格のもととして実現したが、それに至る交渉では、より富んだ国からより貧しい国への「補償(sidepayments)」の規模が問題となつた。英國は、自國へのEC予算還付金と共に農業政策に関する他の加盟国の譲歩という形で「補償」を求めたが、受け容れられず、結局、EMSに参加しなかつた。一方、イタリアとアイルランドは、地域基金からの「補償」を受け取ることによつて、EMSに参加した。両国の地域基金からの受け取りは、国民一人当たりの計算ではイタリアよりアイルランドの方がはるかに多かった。両国に対するこのような「補償」の差を、著者は、両国のECに対する「ゲマインシャフト」のレベルの差として説明する。すなわち、ECに対する「ゲマインシャフト」のレベルにおいて、イタリアよりアイルランドの方が低かつたため、

「補償」が後者の方に多く支払われたと著者は論じる。しかし、EMS交渉において、この要因が両国の政策決定者にどのように影響を及ぼしたのかが明らかにされておらず、説明が不十分であると思われる。

第七章では、ECが、社会政策の分野において全加盟国をECの基準に従わせる「超国家的」システムではなく、最小限度に各国のシステムを調整する役割を果たすとどまつていてることが示される。ECは、環境汚染対策のように専門的技術的性格の強い分野、また、関税同盟の導入過程に対する調整として、ローマ条約に規定されている労働者の自由移動等に関する分野では、かなりの成功を収めた。しかし、労働時間短縮による雇用確保や社会給付水準の引き上げのように、ECが現状における望ましい基準や解決を示そうとする場合、また、ECが自ら、失業給付等の福祉の供給者として、あるいはバースポート・ユニオンのような制度の管理者として積極的な役割を果たそうとする場合、加盟国の反対に直面した。とくに一九七〇年代前半、EC委員会は、積極的な社会政策をECの政治戦略として用いて、加盟国市民のECに対するイメージを改善しようとしたが、七〇年代後半には、EC委員会のそのような意図に対して加盟国は歯止めをかけた。このような失敗は、機能主義理論からみれば、市民の忠誠を国家からECに向け、それによって社会心理的「コミュニティ」をECレベルで強化するには至らなかったことを意味した。

第八章では、一九七〇年代後半から八〇年代にかけて、英國と他の加盟国の関係に不和をもたらす原因となつた、EC予算と共に農業政策をめぐる問題が論じられる。英國は、自国のEC予算における分担が他の加盟国に比べて不公平であり、共通農業政策（EC予算のうち最大の支出項目は農業支出である）の恩恵に浴していないと主張したが、著者は次の三点を指摘して、その主張が正当ではなかつたとする。第一は、それらの問題に対する英國の不満が、実は必要以上に誇張されたものであったということである。第二は、英國の不満の多くが、他の加盟国に比べて英國が工業的に発展することに期待通り成功できなかつたことに起因するということである。第三は、英國の外交スタイルが、他の加盟国にとって問題の解決を難しくする傾向があつたということである。英國は、他の加盟国やEC委員会と協力することによって、予算改革と結びついた、地域基金の拡大、ハイテク産業への投資等の措置の受益者となりえたにもかかわらず、統合へ向かう動きを頑に嫌い、比較的わずかな予算還付金に固執して孤立を招いた。

第九章では、ECがローマ条約に照らして連邦的であるといえるかという問題が、法的視野から論じられる。具体的には、米国等の連邦国家が比較のためのモデルとして提示された後、第一に、加盟国は脱退の権利と、EC立法を無効にする権利をもつか、第二に、EC立法は加盟国内において執行されうるか、が論じられる。第一の論点については、まず、EEC条約の解

釈から加盟国がEC脱退を可能とする。次に、加盟国にEC立法を無効にする権利があるかどうかについては、国内法に対するEC法の優越の問題として述べられる。著者は、EC法が実際に各国内憲法規範に依存すること、国内議会がEC立法に対する監督と精査を強化しうること、また、国内議会がEC立法に反する立法をすれば、国内裁判所はそれに従うと予想されることを指摘して、EC法の優越性は条件付のものであるとする。第二の論点に関しては、まず、著者は、EC裁判所による司法審査が連邦モデルに近いことを認めつつも、政治的対立を含む政策的な問題を回避する傾向、及びEEC条約第七条に基づく国内裁判所のEC裁判所に対する付託の消極性を指摘する（しかし著者としては、これらの指摘が果たして妥当なものかどうかについて、なお慎重な検討を要するようと思われる）。次に、著者は、EC法上の、個人に対する強制執行は、それが国内法規に従つて行なわれること、「EC警察」あるいは「EC軍」の不存在、さらにEC市民権なるものの欠如によって、制約を受けるとする。また、國家の条約義務違反に対する強制執行または法的制裁については、それがEC法上存在しないことに加えて、制裁は他の加盟国による経済的措置に求められるが、それは統合に反する結果を惹起することが指摘される。以上の議論から著者は、ECの性格を連邦というよりはむしろ国家同盟であるとみなし、加盟国政府がECとのかわり合いに対し慎重に限界を課したことが法的視野からも結論されるとする。

最後の第一〇章では、まず、機能主義理論及び新機能主義理論が提示する統合の動態に着目して著者が各章で行なった一九七〇年代から八〇年代初めの欧洲統合に対する觀察の結果がまとめられる。すなわち、それらの理論によつて明らかにされた統合の動態に対して国家が限界を課したゆえに、ECは中央機関としての「超国家的」性質を得ることができなかつたこと、また、ECにおける社会心理的「コミュニティ」の発展という条件も満たされなかつたことが、結論として示される。次に、著者は、一九七〇年代にECが困難に直面した理由として、とくに中央集権化志向を挙げた後、ECが意識的に統一といふ目標を短期的に捨て、非中央集権的であるが調整された(*coordinated*)システムを導入することを提案する。具体的には、「部分的合意」(*partial agreement*)と「併行立法」(*parallel legislation*)の制度が提案される。前者は、欧洲審議会をモデルとしている。前者の制度の趣旨は、提案の採択に全会一致を要せず、最低限の国々の同意があれば足り、同意した国々にのみ効力が生じるということである。同意しなかつた国々も後からそれに加わることが可能である。ECにこの制度が導入されるならば、パッケージ・ディールは単純化され、EC委員会のイニシアティブは強化される。つまり、この制度は、EC委員会の役割について、閣僚理事会における多数決制の導入と同様の意義をもつ。一方、後者の制度は北欧理事会をモデルとし、ECにおいては、特定の「部分的合意」に加わらなかつた国々の議会がそれと同

くに中央集権化志向を挙げた後、ECが意識的に統一といふ目標を短期的に捨て、非中央集権的であるが調整された(*coordinated*)システムを導入することを提案する。具体的には、「部分的合意」を導入する国内立法がなされるならば、それは閣僚理事会における賛成票と類似の効果をもつことを意味する。とくに欧洲議会は、いわば国内議会に対するロビーとしての役割を果たすことができる。なお、以上の制度の導入によって、ECから脱退する國もありうるが、著者は、統合に懷疑的な加盟国の脱退はECの発展を速めるとして、それを肯定する。

### 三

以上、本書の内容を紹介してきたが、本書の意義は、一九七〇年代から八〇年代初めにおける欧洲統合についての著者の分析及びそれに基づく提案が、今後のECの制度改革が進むべき方向に示唆を与えていた点にあると思われる。評者としては次の二点を指摘しておきたい。

第一に、著者は、機能主義理論に依拠して統合の社会心理側面を指摘し、ECレベルにおける社会心理的「コミュニティ」の形成が見られなかつたことに言及している。この分析は、ECの制度改革において考慮されるべき重要な問題を提起すると評者には思われる。すなわち、現在の制度改革論議の中心は、主にECの政策決定過程の改革にあるが、統合を促進するためには、ECレベルの社会心理的「コミュニティ」の形成を促す措置についてもまた検討されなければならない。たとえば、一

五六六年一月の「ルクセンブルグの妥協」に関する著者の指摘によれば、前者の視点からは関僚理事会における全会一致制の慣行（ルクセンブルグの合意<sup>(2)</sup>（b）のI及びII参照）に焦点が当たられる。しかし後者の視点からは、「ルクセンブルグの妥協」によつて、EC委員会の提案が、加盟国政府に正式に示されるまで加盟国市民に対して公表されるべきではないとされたこと（ルクセンブルグの合意<sup>(3)</sup>（a）の1及び2参照）が見直されるべきだということになる。この点はECの制度改革に対して次のようないふことになる。この点はECの制度改革に対して次のように示唆を与えると評者には思われる。すなわち、EC委員会が、加盟国政府の態度決定の前に自らの提案を公表することによつて、加盟国の市民や集団に直接働きかけて支持を得、彼らとの結びつきを強めていくことができるようになれば、市民との間に「超国家的」基礎を築き、市民の忠誠を国家からECへ向けることに寄与すると考えられる。

また、著者が言及していない点であるが、ECにおける基本権保護のシステムを発展させること（たとえば、EC諸機関あるいは加盟国政府による基本権侵害に対し当該個人がEC裁判所へ直接訴訟を提起できる範囲を広げること）は、加盟国市民とEC（とくにEC裁判所）の間に直接的な関係を設定するので、ECレベルでの社会心理的「コミュニケーション」の形成にとって重要であると評者には思われる。一九八四年二月、欧州議会によつて採択された「ヨーロッパ・ユニオン条約草案」の第四条及び第四三条が、基本権保護の強化と個人の提訴権の拡大を規定しているこ

とは、この方向に沿つたものとして評価されると評者は考える。  
さらに、ECの制度改革を議論した一九八五年六月のミラノ歐州理事会が、政策決定手続の改革の他に、「市民のヨーロッパ（A People's Europe）」計画（これは、文化、教育等の分野における市民のECに対する結びつきを、より強いものとする目的とする）についても声明を行なつたことは、統合の社会心理的側面を考慮したものとみなすことができる。

ECの制度改革に対する本書の示唆の第二点は、ECの政策決定方式の改革に関する著者の提案に見られる。すなわち、著者は、本書の第一〇章において、ECの実態が「政府間主義」的である一方、ECが中央集権化志向をもち続けたことが、統合の停滞を招いたとして、統一の目標を暫定的に捨てるなどを提案している。具体的には、政策の決定が同意した国々に効力を生じる「部分的合意」の制度、及び同意しなかつた国々の国内議会において「部分的合意」と同趣旨の国内立法をめざす「併行立法」の制度が、第一〇章において一括して提案されている。

前者は、政策決定の迅速化を図るものであり、その点で、現在ECで主張されている「可変翼ヨーロッパ」方式（ECの全加盟国が同一歩調をとるのではなく、プロジェクトごとに参加可能な国々の協力体制をECで公認しようとする考え方）と趣旨を同じくすると思われる。一方、後者は、「部分的合意」に同意しなかつた国々において国内法的解決を図るものであり、「部分的合意」

の制度を補う役割を果たすものと考えられる。これは「可変翼ヨーロッパ」方式には見られないユニークな考え方である。以上の著者の提案は、ECに「政府間主義」が定着しているとの認識に基づいた現実的な考え方であると思われる。

しかし、問題がないわけではない。評者としては以下の点を指摘したい。すなわち、これらの制度は、国家間の緩やかな結合を前提として主に社会的文化的な面での協力を行なつてきた欧洲審議会や北欧理事会をモデルとしたものである。一方、ECは、加盟国の主権の制限を伴う機関及び計画によつて、試行錯誤をくり返しつつも、主に経済的な面でダイナミックな発展を遂げてきた。それゆえ、これらの制度がそのままECに妥当するかどうかは、慎重な検討を要すると思われる。たとえば、EC法はECのシステムの中で最も「超国家的」とみなされてゐるが、「部分的合意」と「併行立法」の導入は、EC法とEC裁判所に不利な効果を生ぜしめると思われる。なぜならば、その一として、それらはEC法の統一的適用を妨げるだけでなく、各々の「部分的合意」を構成する加盟国の範囲が異なりうるのでEC法の適用を複雑にする。

その二として、「部分的合意」はEC法の一部であり、EC裁判所の審査に服するが、それと同趣旨の「併行立法」は国内法の一部であり、EC法上の効果を生じないため、国内裁判所の審査にのみ服することになる。その場合、同趣旨の立法でありながら、一方はEC法、他方は国内法であるので、その解釈

についても、EC裁判所と国内裁判所の間に、また、異なる加盟国の国内裁判所どうしの間に、相違が生じるおそれがある。

この問題を克服するには、「併行立法」についても統一的解釈をEC裁判所において確保するために、EEC条約第一七七条の先行判決制度を可能にする措置をとるか、あるいは「併行立法」がEC法上の効力をもつようにする必要があると思われる。

その三として、これらの制度の導入によつて、EC法秩序の発展に重要な役割を果たしてきた先行判決制度におけるEC裁判所と国内裁判所の協調的関係が損われる可能性がある。なんとなれば、それらの制度の導入は、問題点のその一とその二のゆえに、各加盟国の国内裁判所のEC法に対する認識の差を生ぜしめ、EC法に対する態度の相違を大きくするおそれがあると考えられるからである。なお、「部分的合意」の制度が適用される分野を一定範囲にとどめることは、以上の問題点を緩和するのに役立つかもしない。

以上が著者の提案の問題点に対する評者の指摘であるが、それにもかかわらず、本書はECの制度改革問題に関してきわめて興味深い示唆を与えている。すでに一九八五年九月、制度改革を討議する第一回のEC外相会議（政府間会議）が開かれ、同年一二月の欧洲理事会をめどに改革案をまとめて基本的<sup>(8)</sup>に合意している。著者の鋭い觀察に基づく分析と提案は、今後発表される改革案を検討し、評価するうえで重要な意義をもつものといえよう。

（一九八五年一月二十九日脱稿）

- (1) 田中俊郎「『歐州連合』実現へ踏み出す——ECの機構改革を  
めぐる」、『世界問題』、一九八五年八月二二日、二〇四頁。
- (2) 本書、二〇—二二頁。
- (3) Sweet and Maxwell's *European Community Treaties*,  
Sweet and Maxwell, London, 1980, p. 249, 250.
- (4) *Ibid.*, p. 249.
- (5) 谷本治三郎「歐洲共同體を設立する条約の草案（誤）」、『大阪経  
済法科大学法律論集』一一号、昭和五九年六月、一五九、一六八頁  
参照。
- (6) *EC Flash*, 85/5, 23 July 1985, p. 2.
- (7) 田中俊郎前掲論文、四二頁。
- (8) 「朝日新聞」、一九八五年九月一日。なお、一九八五年一〇月  
一六日時点までの制度改革問題の経緯については、田中俊郎「E  
Cの機構改革とその課題」、『国際問題』二〇八号、一九八五年一  
月、二二二—二四六頁参照。

庄司克宏